

介護従事者の処遇改善を求める意見書

超高齢社会を迎え、介護のニーズが高まるなかで介護労働者の数も年々増加しています。しかし、「低賃金・重労働」という介護現場の実態は介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人員不足を引き起こしています。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題です。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきましたが、抜本的な改善に結びついていないことは厚生労働省の賃金構造基本統計調査(賃金センサス)の介護職員の賃金推移をみても明らかです。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる 2025 年には 237～249 万人の介護職員が必要となると推計し、そのために 1 年あたり 6.8～7.7 万人の増員が必要としています。また、安全・安心の介護を実現するためにも介護職員の人員確保は不可欠の課題となります。

介護労働者の平均賃金は全労働者平均よりも 9 万円も低い状況となっています(全労連「介護労働実態調査」)。国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させましたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要があります。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低くなっており、処遇の引き上げが必要となっています。

以上のことから、国におかれましては、介護労働者の確保を図り、安全・安心の介護保険制度を実現していくために介護従事者の処遇改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について強く要請いたします。

記

- 1 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁せず、国費で行うこと。
- 2 処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 19 日

伊 那 市 議 会